- ●令和2年2月17日開催の第2回長野市環境審議会において、下図の事例を踏まえ太陽光発電施設の設置に対し、行政としてどのような対応・対策をすべきか、ご意見(裏面参照)をいただいたところですが、改めてご意見を伺います。
- ・太陽光発電施設が次の場所に設置予定されています。設置に当たっては、該当する関係法令を遵守しており、法令上問題がありません。しかし、周辺住民は設置に当たって、環境への影響や景観上の問題を主張し、設置に反対の意向を示している状況です。

### 【事例1】

- ・市街化区域に接する市街化調整区域内の農地(休耕地)に太陽光発電施設の建設を予定している。
- ・定格出力49.5kW(ガイドラインに基づく届出の必要がない。)



#### 【周辺住民の主張】

- ・ヒートアイランド現象
- ・反射光の影響
- ・騒音の影響
- ·電波障害の影響
- 電磁波の影響
- ・ 景観上の問題
- 雨水排水の対策
- 設置後の維持管理

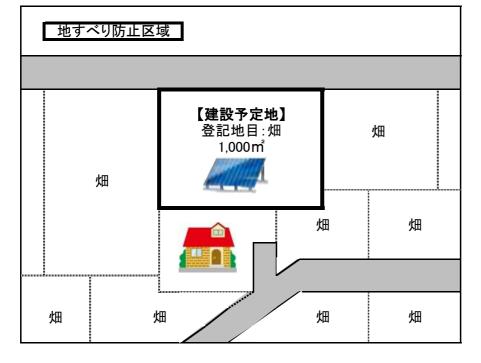
### 【関係法令】

- •農地法
- 景観法及び景観条例
- •建築基準法
- •都市計画法



#### 【事例2】

- ・地すべり防止区域(都市計画区域外)の農地(休耕地)に太陽光発電施設の建設を予定している。
- ・定格出力49.5kW(地すべり防止区域であり、20kW以上のため、ガイドラインに基づく届出が必要)
- ・建設予定地は、傾斜地であり南側に傾斜している。



#### 【周辺住民の主張】

- ・景観上の問題
- ・雨水排水の対策
- ・設置後の維持管理
- ・今後、住宅が太陽光発電 施設に囲まれる懸念

## 【関係法令】

- ▪農地法
- 景観法及び景観条例
- •建築基準法
- ・地すべり等防止法



## 【審議会での主なご意見(令和2年2月17日開催)】

- ・再生可能エネルギーは大切だが、景観の問題や自然環境に対する影響、災害による太陽光パネルの破損など太陽光発電の設置を不安視する意識が高まってきているため、設置に当たっては住民の意見が反映されるべきである。
- ・住民との合意形成を図った上で設置することが望ましいことから、ガイドラインではなく条例化により住民説明会や協定締結の義務化など一定の拘束力を持たせるべきである。
- ・設置に対し、総量規制を定めるなど一定の規制を設けるべきである。
- ・50kW以下の小規模な太陽光発電施設が乱立し、住民に害が生じないか疑問である。
- ・太陽光発電の推進と近隣に住む個人の利益をどのように考えるのか、規制に当たってはバランスが必要である。
- ・設置者に対し、対策の情報を提供することが大切である。太陽光発電施設の処分費用に保険をかける、計画の周知など強く推奨していく必要がある。
- ・先行自治体の状況を参考に、取り入れていくのも一つの方法である。

# 【専門部会での主なご意見(令和元年9月13日開催)】

- ・設置に対し、総量規制を定めるなど一定の規制を設けるべきである。
- ・景観上、安全上など、改善策のチェックポイント(対応策、イラストや事業者側の努力など)を当事者間で活用できるようなツールを行政側で作成する。
- ・事業者が選定した場所は優良な設置場所であり、そのような場所を事前に市民出資型の太陽光発 電施設を設置するように誘導する。
- ・地域が自ら運営する形であれば、景観・安全・維持管理などを考慮し設置することになるので、規制をすることなく、合意形成が図れる。
- ・住民説明会を実施すれば設置可能となると住民は不本意であるため、地元の合意を求めるなど明確なルールを設ける必要がある。